

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
3 運用型信託会社・・・・・・・・・・12 （中略） 3－5－9 本人確認、疑わしい取引の届出事務 （中略） 1 0 信託契約代理店・・・・・・・・・・74 （中略） 1 0－4－4 本人確認、疑わしい取引の届出 （中略） 3－2－2 業務方法書の審査 （略） （1）～（3） （略） （4） 信託業務の実施体制 組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。 ① 営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理（受益者への運用状況の通知、収益金の計算及び支払い等のバックオフィス業務を含む。）、顧客管理（委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受け並びに本人確認を行うために必要な顧客管理をいう。以下同じ。）、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、信託業務の委託先管理、信託契約代理店の管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっているか。 ②～④ （略） （5）～（8） （略） 3－2－4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 （略）	3 運用型信託会社・・・・・・・・・・12 （中略） 3－5－9 取引時確認、疑わしい取引の届出事務 （中略） 1 0 信託契約代理店・・・・・・・・・・74 （中略） 1 0－4－4 取引時確認、疑わしい取引の届出 （中略） 3－2－2 業務方法書の審査 （略） （1）～（3） （略） （4） 信託業務の実施体制 組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。 ① 営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理（受益者への運用状況の通知、収益金の計算及び支払い等のバックオフィス業務を含む。）、顧客管理（委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受け並びに取引時確認を行うために必要な顧客管理をいう。以下同じ。）、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、信託業務の委託先管理、信託契約代理店の管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっているか。 ②～④ （略） （5）～（8） （略） 3－2－4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 （略）

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(1) (略) (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ①・② (略) ③ 業務管理体制 イ 犯収法による本人確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。 ロ・ハ (略) (中略) 3－5－9 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出義務 (1) 意義 ① 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。信託会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯収法に基づく<u>本人確認</u>、及び「<u>疑わしい取引</u>」の届出に関する内部管理態勢を構築することが重要である。 ② 「犯収法」制定の経緯 イ 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ロ また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に<u>本人確認</u>や疑わしい取	(1) (略) (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ①・② (略) ③ 業務管理体制 イ 犯収法に<u>基づく取引時確認</u>及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。 ロ・ハ (略) (中略) 3－5－9 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出義務 (1) 意義 ① 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。信託会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯収法に基づく<u>取引時確認</u>及び<u>疑わしい取引</u>の届出に関する内部管理態勢を構築することが<u>求められている</u>。 ② 「犯収法」制定・改正の経緯 イ 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ロ また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に<u>本人特定事項の確認</u>や

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。 ハ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。 ニ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、<u>テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</u> ホ その後、改正信託業法の施行により、信託業の担い手が拡大され、平成16年12月には信託会社が、平成19年9月には法第50条の2第1項の登録を受けた者が、組犯法及び本人確認法の適用を受ける金融機関等に加えられた。 ヘ さらに、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びF A T F勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、<u>本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成20年3月から新たに施行されることとなった。</u> （新設）	疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。 ハ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。 ニ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、<u>テロ資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロ資金供与の疑いがある取引についても組犯法の疑わしい取引の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</u> ホ その後、改正信託業法の施行により、信託業の担い手が拡大され、平成16年12月には信託会社が、平成19年9月には法第50条の2第1項の登録を受けた者が、組犯法及び本人確認法の適用を受ける金融機関等に加えられた。 ヘ <u>そして、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びF A T F勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人特定事項の確認及び疑わしい取引の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成20年3月に施行された。</u> ト さらに、<u>最近のマナー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、平成23年4月に、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
③ 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関等のコンプライアンスについての意義 イ 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関等にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関等を含めた特定事業者に対する顧客等に対する<u>本人確認及び「疑わしい取引」</u>の届出の義務付け等からなる（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の<u>本人確認義務</u>が課されていることにも留意する必要がある。）。 ロ 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及びテロ資金の供与や国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関等にとっては、 a <u>顧客等の本人確認</u>・取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の供与やマネー・ローンダリングが金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「テロ資金の供与やマネー・ローンダリングの防止」を単なる「<u>本人確認</u>」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関等が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、 b いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全社的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。 ハ 金融機関等においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。 ④ 金融サービス悪用防止についての意義 各金融機関等が、犯収法により義務付けられた<u>本人確認等</u>や<u>疑わしい取引</u>の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの悪用を防止し、我が国金融システムに	<u>成立し、平成25年4月から施行されることとなった。</u> ③ 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関等のコンプライアンスについての意義 イ 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関等にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関等を含めた特定事業者に対する顧客等に対する<u>取引時確認及び疑わしい取引</u>の届出の義務付け等からなる（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の<u>本人特定事項の確認義務</u>が課されていることにも留意する必要がある。）。 ロ 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及びテロ資金の供与や国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関等にとっては、 a <u>取引時確認や確認記録</u>・取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の供与やマネー・ローンダリングが金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「テロ資金の供与やマネー・ローンダリングの防止」を単なる<u>取引時確認等</u>の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関等が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、 b いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全社的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。 ハ 金融機関等においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。 ④ 金融サービス悪用防止についての意義 各金融機関等が、犯収法により義務付けられた<u>取引時確認等</u>や<u>疑わしい取引</u>の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの悪用を防止し、我が国金融システムに

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （２） 主な着眼点 信託会社の業務に関して、犯収法による本人確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 ① 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。 イ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。 ロ コレスポndenシ銀行やカストディアンとの取引に係る契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）等でないこと及び架空銀行等との取引を行っていないことの確認等を通じて、コレスポndenシ銀行等を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、取引の可否を適切に判断する態勢が整備されているか。	対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （２） 主な着眼点 信託会社の業務に関して、犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 ① 取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。 イ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。 ロ コルレス契約について、犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、以下の体制が整備されているか。また、カストディアンとの取引に係る契約についても、以下に準じた体制の整備に努めているか。 （注）犯収法施行規則第25条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。 a コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。 b コルレス先とのマネー・ローンダリングに関する責任分担につ

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
ハ 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。 ニ 「本人確認」や「疑わしい取引」の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの悪用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）が整備されているか。 ホ 本人確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客等や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。 ヘ 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。 また、信託財産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダリングやテロ資金の供与が疑われる取引を審査・検証する経験者の配置、並びに営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢が構築されているか。 ト 信託契約代理店を通じて信託引受を行なう信託会社においては、「本人確認」や「疑わしい取引の届出」の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢となっているか。 ② 「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客等の属性、取引時	いて文書化する等して明確に把握するよう努めているか。 c <u>コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</u> また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。 ハ <u>取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出</u>を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。 ニ <u>取引時確認や疑わしい取引</u>の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの悪用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）が整備されているか。 ホ <u>取引時確認</u>や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客等や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。 ヘ <u>取引時確認や疑わしい取引の届出</u>を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。 また、信託財産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダリングやテロ資金の供与が疑われる取引を審査・検証する経験者の配置、並びに営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢が構築されているか。 ト 信託契約代理店を通じて信託引受を行なう信託会社においては、<u>取引時確認や疑わしい取引の届出</u>の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢となっているか。 ② <u>疑わしい取引の届出</u>を行うに当たって、顧客等の属性、取引時の状

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
の状況その他信託会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。 特に、「<u>疑わしい取引の届出</u>」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。 イ 顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組みされる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、本人確認事務の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。 特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、単に委託者の本人確認にとどまらず、スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証する態勢となっているか。 ロ 信託会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。また、当該態勢整備に当たっては、国籍（例：F A T Fが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。 例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なう態勢となっているか。 ③ <u>信託会社が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるな</u>	況その他信託会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。 特に、<u>疑わしい取引の届出</u>のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。 イ 顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組みされる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、<u>取引時確認事務</u>の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。 特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、単に委託者の<u>取引時確認</u>にとどまらず、スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証する態勢となっているか。 ロ 信託会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。また、当該態勢整備に当たっては、国籍（例：F A T Fが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。 例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なう態勢となっているか。 ③ <u>下記イ～ハのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>どして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</u> <u>また、問題等が認められた顧客等や取引等を適正に管理・対応する態勢が整備されているか。</u> （新設）	<u>常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u> <u>イ 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u> <u>ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u> <u>ハ 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u> ④ <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u> <u>イ 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同様に、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u> <u>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、上記態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</u> <u>ロ 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u> <u>ハ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同様の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u> ・ <u>当該国・地域</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(3) 監督手法・対応 検査結果、不祥事件等届出書等により、上記(2)①～③の着眼点等に照らして、<u>本人確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第42条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。 また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第44条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。 （中略） 10-4-4 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出 犯収法上の<u>本人確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務は、信託会社に課せられているが、所属信託会社等から委任を受けて信託契約代理店が<u>本人確認</u>を行なっている場合には、所属信託会社等と同様に適切に行なう必要があることから、3-5-9に準じるものとする。 （以下略）	<u>防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> (3) 監督手法・対応 検査結果、不祥事件等届出書等により、上記(2)①～③の着眼点等に照らして、<u>取引時確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第42条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。 また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第44条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。 （中略） 10-4-4 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出 犯収法上の<u>取引時確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務は、信託会社に課せられているが、所属信託会社等から委任を受けて信託契約代理店が<u>取引時確認</u>を行なっている場合には、所属信託会社等と同様に適切に行なう必要があることから、3-5-9に準じるものとする。 （以下略）